

2026年5月19日

## 名古屋大学独自の入学料・授業料減免制度の変更について

このたび、成績優秀者への経済的支援を拡大することで、国内外から優秀な学生を積極的に受け入れる体制を整えるとともに、大学院進学への意欲を高めることを目的として、2027年4月から「名古屋大学独自の入学料・授業料減免制度」(以下「大学独自制度」という)を変更します。

ただし、博士前期課程の私費留学生のうち、2026年10月までに入学した学生については、最短修業年限まで、経過措置として従来の大学独自制度を適用します。

### ○2027年4月からの大学独自制度の変更内容

課程		新制度	旧制度
学部	日本人等 <sup>※1</sup>	変更なし（高等教育の修学支援新制度）	
	私費留学生	成績優秀者に対する授業料減免 <sup>※2</sup> 経済的理由による授業料減免(被災等による家計急変のみ)	経済的理由による 入学料・授業料減免
大学院	日本人等 <sup>※1</sup>	成績優秀者に対する授業料減免 <sup>※2</sup> 経済的理由による入学料・授業料減免	
	私費留学生	成績優秀者に対する授業料減免 <sup>※2</sup> 経済的理由による授業料減免(被災等による家計急変のみ)	

※1 永住者等の外国籍の学生を含みます。

※2 入学料の減免はありません。また、制度の詳細は後日公表します。

◎ 成績優秀者に対する授業料減免と経済的理由による授業料減免は併願可能です。

◎ 学振特別研究員、東海国立大学機構メイク・ニュー・スタンダード次世代研究事業採択者等への授業料減免は新制度実施後も継続予定です。